

奈良県告示第三百五十号

奈良県住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例（平成三十年奈良県条例第六十五号）第二条第二号の知事が指定する期間は、四月一日の正午から五月三十一日の正午まで及び十月一日の正午から十一月三十日の正午までの期間とし、平成三十一年四月一日から施行する。

平成三十一年二月一日

奈良県知事 荒井正吾